

内部統制システムの構築・運用に関する基本方針

- (1) 当社及び当社の子会社からなる企業集団(以下、阪和興業グループという。)の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①社是・社訓等当社企業理念に基づき阪和興業グループの企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
 - ②当社はコンプライアンス委員会を設置し、同委員会は阪和興業グループの全役職員に対してコンプライアンス・マニュアルをいつでも閲覧可能な状況に供することを原則として内容の周知徹底を図りその実効性を確保する。
 - ③阪和興業グループの全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口(コンプライアンス委員及び社外弁護士)を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保するとともに、係る報告をしたことを理由として情報提供者が不利な取扱いを受けないことを保障する。また、不適切な事態に陥った際には、社会に対して迅速かつ確かな情報開示と説明義務の遂行を果たすとともに、徹底した原因究明と再発防止に努める。
 - ④市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。
- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①当社は取締役の職務執行に係る情報を適正に書面又は電子文書(以下、文書という。)に記録し、法令及び当社の定める文書管理規則に基づき保存及び管理する。
 - ②文書事務責任者は保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等(パスワード等によるアクセス制限を含む。)により、適正に管理する。
- (3) 阪和興業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、阪和興業グループにおける全てのリスクの把握に努め、当該リスクをコントロールするために適切な対応策を講じるようにリスクマネジメント基本方針を定める。リスクマネジメント部は関係部署と連携し個別リスクごとにリスクを管理し、対応策のモニタリングを行う他、定量的に把握可能なリスクについては、定期的にグループ全体のリスク量を把握し、適宜経営会議、社長及び取締役会に報告を行う。
 - ②当社の取締役、執行役員、理事、各部門長及び子会社の社長は審査部と連携し、各担当部署及び各子会社に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、当社は新規事業及び投融资案件並びに特殊なリスクが懸念される取引の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、阪和興業グループにおける投資等のリスクを審査し、審査結果を各決裁者に報告する。
 - ③当社はコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等について、総務部、情報システム部、品質安全環境管理部、リスクマネジメント部、法務部及び審査部等が連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。また、コンプライアンス委員会、

安全保障貿易管理委員会等の各種委員会が諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じて社外弁護士等からのアドバイスを受ける。

- ④当社は関係部署同士が連携して阪和興業グループのリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
- ⑤阪和興業グループのリスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社の国内外拠点、国内外グループ会社等に対しリスクアセスメントにより予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議、社長及び取締役会に内部監査報告を行う。
- ⑥当社は会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公正かつ適時・適切な情報開示を進める。
- ⑦当社はグループ会社管理規程及びグループ会社財務管理規程に基づき、当社のグループ会社について適切な権限管理体制や報告体制を構築することで、当社の子会社に係るリスクを適正に管理する。
- ⑧当社は各部門及びグループ会社ごとに、業務手順に内在するリスクの洗い出しや各リスクに対する対応策の整理等を行い、業務リスクを適正にコントロールするための活動(HKQC 活動=Hanwa Knowledge Quality Control)を監査部がモニタリングする。

(4) 阪和興業グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は取締役会を原則月1回開催し、阪和興業グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。また、経営会議を原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定する。さらに取締役は、取締役会付議基準に則り阪和興業グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議案として上程する。
- ②当社は当社の子会社にその業務執行状況の報告を毎月させるとともに、原則月1回開催する各営業部門の月次報告会において、国内子会社の一部も含めて報告を受け、阪和興業グループの営業の方向性、効率性及び内在するリスクの有無等を検証する。
- ③当社は中長期的な経営戦略を実現するために、中期経営計画や年次経営計画を策定するとともに、各業務部門及び子会社を対象とした定期的な目標会議の運営等を通じて、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等(計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。)を行い、職務執行の推進を図る。
- ④当社は社長を委員長とし、助言役としての社外取締役を含む委員にて構成される役員評価委員会を年2回以上開催し、社長を除く各執行役員の業務執行に係る重要事項の表明及び役員相互評価を行い、各執行役員の総合評価を行う。その結果に基づき、過半数の委員が社外取締役で構成される役員報酬委員会にて取締役の報酬を含む役員報酬案を、役員指名委員会にて取締役の委嘱を含む役員人事案を、それぞれ決定して取締役会に答申する。

(5) 阪和興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社はグループ会社管理規程に基づき、当社と当社の子会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的な事業の発展を図る。

- ②当社の管掌部門もしくは管掌役員は国内及び海外の子会社の業務状況を把握し、関係部署はその適切な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。
 - ③当社は常勤監査等委員、子会社監査役、監査部及び経営企画部の関係者等より構成されるグループ会社監査役連絡会議を適時開催し、当社及び子会社の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は監査等委員会の職務を補助するため、若干名の専任の使用人で構成される監査等委員会支援室を置く。当該使用人は監査等委員会からの要請に応じて調査・報告等を行い、常に監査等委員会との提携を図る。また、当該使用人が監査等委員会より指示・命令を受けた事項については、取締役等からの指揮命令を受けない。なお、監査等委員会支援室員の人事評価及び異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- (7) 阪和興業グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、使用人及び子会社監査役が当社監査等委員会に報告するための体制その他当社監査等委員会への報告に関する体制
- ①阪和興業グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、使用人及び子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反について当社の監査等委員会に報告する。また、コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査等委員会に報告する。取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査等委員会に報告する。
 - ②当社の監査等委員会が報告を求めた事項については、阪和興業グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、使用人及び子会社監査役等は迅速かつ的確に対応する。
 - ③監査部は予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査等委員会に報告するとともに、必要な場合には監査等委員会の求めに応じて、追加の調査・報告を行う。
 - ④当社は阪和興業グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、使用人及び子会社監査役が前3号に掲げる報告及び対応を行ったことを理由として、当該報告者及び対応者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社の監査等委員は他の取締役、執行役員及び使用人と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど連携を図る。
 - ②当社は監査等委員が取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、各業務部門及び当社の子会社の調査等を行い得る体制を整備する。
 - ③当社は監査等委員が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、

当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いまたは償還等の処理をする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制(財務報告に係る内部統制システムについて)

- ① 阪和興業グループは財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び報告を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。
- ② 阪和興業グループの財務報告に係る内部統制の構築及び運用は経営会議がこれを統轄する。監査部は、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。
- ③ 内部統制委員会は経営会議より委託を受けた阪和興業グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部が実施する阪和興業グループの財務報告に係る内部統制システムの有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、内部統制報告書について経営会議に対して意見を述べる。